

# 資源ごみ回収説明会 資料

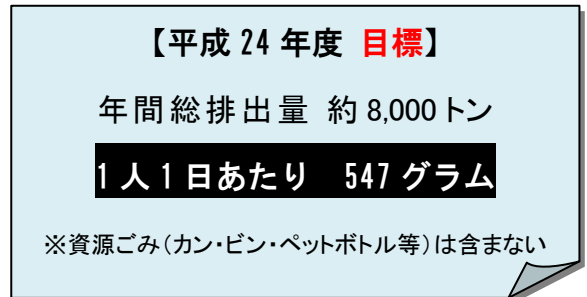
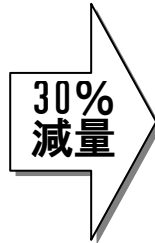
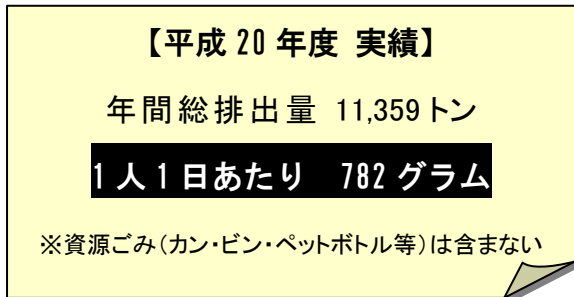


平成 23 年度

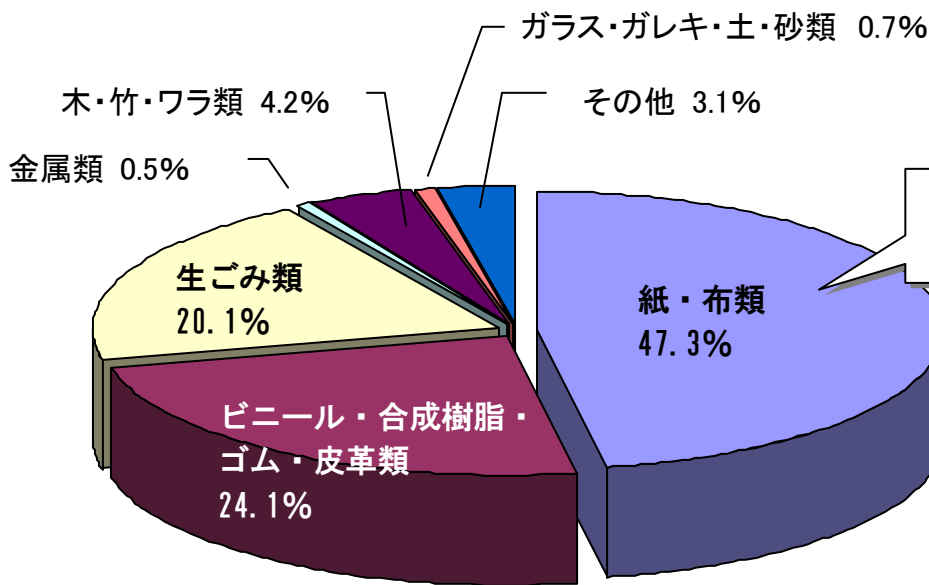
# ごみダイエット瀬戸内

ごみ減量を推進しています！

## (1) 目標は 30%のごみ減量



## (2) 瀬戸内市における可燃ごみの内訳



ポイントは  
**紙・布類**の減量



## (3) 紙・布類の可燃ごみを減らすためには？

現在、焼却処分している紙・布類は、そのほとんどが資源化できるものです。



資源化できるものを回収してリサイクルしましょう！



資源ごみ回収を推進

(参考) 平成 20 年度の資源ごみ回収量は約 1,100 トンでした。  
(古紙 約 1,100 トン 古布約 40 トン)



# 資源ごみ回収団体を応援します！

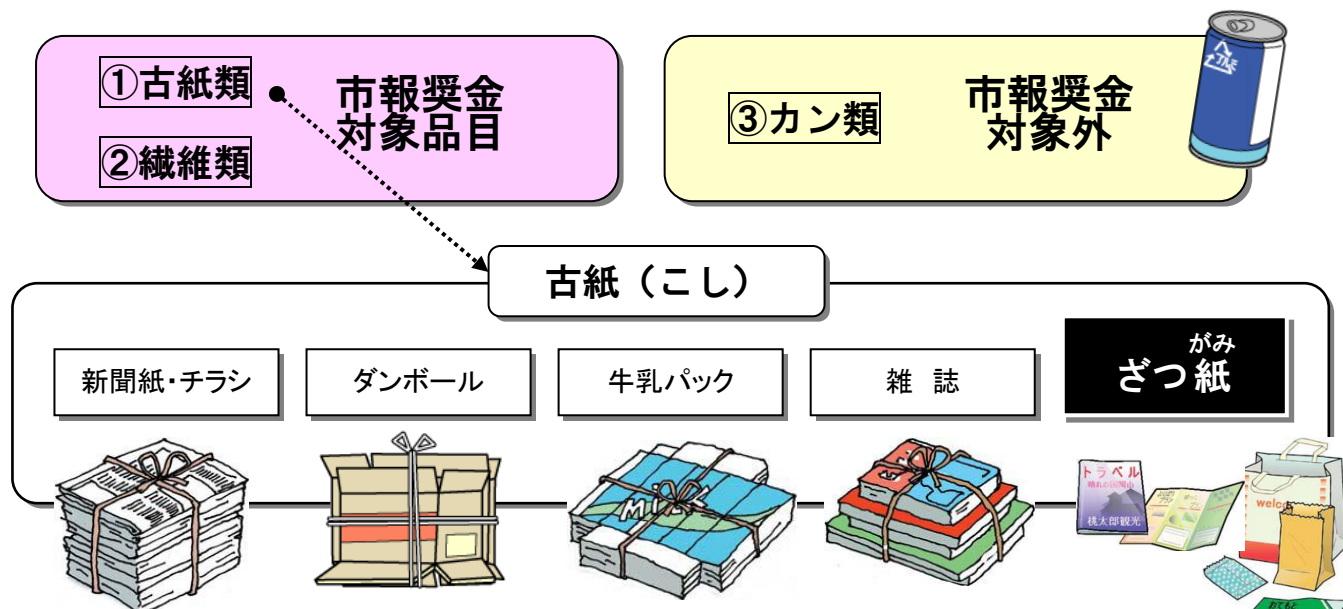
## (1) 資源ごみ回収団体とは？

資源の再利用及びごみの減量化を目的として、自主的に資源ごみ回収活動を実施するPTA、コミュニティ組織、老人クラブ、子供会等の市民団体です。

- 地域住民で構成する団体であること
- 回収を年2回以上実施する団体であること
- 営利を目的としない団体であること
- 市への登録が必要(年度ごと)



## (2) 一般的な回収品目



## (3) 報奨金交付制度をご活用ください！

【対象品目】 ① **古紙類** ② **繊維類**(布類)

【報償金額】 対象品目 **1kgにつき10円**

逆有償として回収業者に手数料(運賃、処理費)を支払った品目については1kgにつき10円を限度とした実費相当額を加算します。

## (4) 資源ごみ回収のメリット

- ごみの減量&リサイクルの推進
- 活動資金の確保(売却金&市報奨金)
- 地域や団体内での連帯感アップ
- 環境意識の向上



# 報奨金交付制度を活用しましょう Q&A

## (問1) 報奨金ってなに？

(答) 市に登録し、資源ごみ回収活動を実施する市民団体に対して、支払われる交付金です。

## (問2) 報奨金の対象品目と金額は？

(答) 対象品目は ① 古紙類 と ② 繊維類(布類)です。

金額は、対象品目の回収量 1 kgにつき 10 円です。

※ 対象品目は、市内で発生したものに限りません。

※ 対象品目以外の回収物(アルミ缶、スチール缶等)は、報奨金の対象となりません。

【例】 ある回収団体の実施結果(1 回分)

品目		回収量(kg)	回収業者へ 売却(円)	市からの 報奨金(円)
古紙類	新聞紙	17,590	123,130	346,400
	ダンボール	5,010	35,070	
	牛乳パック	70	350	
	雑誌&ぞつ紙	11,970	83,650	
アルミ缶		430	21,500	報奨金対象外
合計		35,070	263,700	346,400
			610,100	

34,640 kg × 10 円

回収業者への売却金

回収団体の収益

市報奨金

## (問3) 逆有償になると回収損？

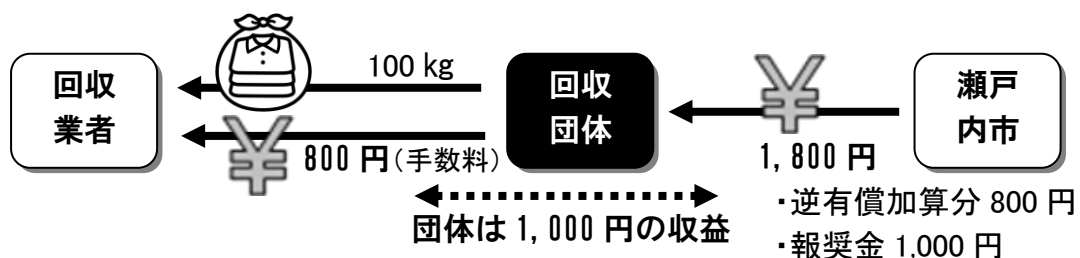
(答) もし逆有償になっても大丈夫！報奨金に実費相当額を加算します。

“逆有償”・・・つまり回収業者に手数料(運賃、処理費)を支払った品目については、市が報奨金に実費相当額を加算します。

※ 逆有償の対象品目は古紙類と繊維類です。(報奨金の対象品目と同じ)

※ 加算額の上限は 10 円/1kg です。

【例】 繊維類 100 kgを回収し、業者に手数料(8 円/kg)を支払って引き取ってもらう場合



# 報奨金受け取りまでの流れ

## 団体登録 【年度内に1回申請】

- 「資源ごみ回収推進団体登録申請書」をご提出ください。
  - ☆ 年度ごとの登録が必要です。
  - ☆ 年度内であれば、いつでも登録できます。

## 回収活動の実施

- 年2回以上の実施が報奨金交付の条件となります。

## 報奨金交付申請 【活動実施ごとに申請（原則）】

- 「資源ごみ回収推進団体報奨金交付申請書」と「資源ごみ回収買上明細書」をご提出ください。
  - ☆ 「資源ごみ回収推進団体報奨金交付申請書」… 団体が記載 → 市に提出
  - ☆ 「資源ごみ回収買上明細書」
    - 団体から回収業者に様式を渡し、回収量等を記載してもらう。
    - 団体に戻ってきた明細書を「資源ごみ回収推進団体報奨金交付申請書」に添付して、市に提出

## 報奨金受け取り

- 指定された口座に報奨金が振り込まれますのでご確認ください。
  - ☆ 支払い月は年間5回です。
    - ① 6月末締め → 7月末振込み
    - ② 9月末締め → 10月末振込み
    - ③ 12月末締め → 1月末振込み
    - ④ 2月末締め → 3月末振込み
    - ⑤ 3月末締め → 4月末振込み

- 上記申請書等の様式は、瀬戸内市役所本庁(生活環境課)でお渡しできます。
  - ☆ 市ホームページからもダウンロードできます。
  - ☆ 支所等での受け取りを希望される場合は、生活環境課へご相談ください。

- 申請書等の提出先は、瀬戸内市役所本庁(生活環境課)です。
  - ☆ 牛窓支所、長船支所、裳掛出張所でも提出していただけます。
  - ☆ 郵送で提出していただくこともできます。

# 資源ごみ回収実施手順



## ① 事前計画

内容	詳細・注意点	市報奨金関係
役員・当番を決める	※活動の中心となる役員を決める。 ※当番制の場合は、役割等を決める。	<p>■「資源ごみ回収推進団体団体登録申請書」を提出</p> <p>※年度毎の登録が必要</p> <p>※新年度4月以降に登録申請書を提出</p>
作業に参加できる人数の把握	※できるだけ詳しく把握(大人・子ども)	
回収の対象地域を決める	※町内会、学区 等 ※一般家庭・事業所・店舗・公共施設	
回収品目を決める	※市報奨金の対象は「古紙類」と「布類」 ※古紙類のうち、特に「ざつ紙」回収にご協力ください。	
年間予定を決める	※実施回数や日時を決める ※回収対象地域が他団体と重複している場合は、団体間で調整すると効率的 例: 中学校 PTA ⇄ 小学校 PTA ※雨天時等の対応	
回収業者の選定 & 調整	※業者が取り扱う品目の確認 ※売却単価の確認 ※回収方法(出し方)や場所の確認 ※日程調整	
回収作業場所の確保	※場所の管理者に相談 ・学校グラウンド等の場合は、早い時期からの調整が必要。	

## ② 実施前の準備

内容	詳細・注意点	市報奨金関係
対象地域へのチラシ配布	※チラシ(回覧)は実施の3週間ほど前までに配布しておく ※初回のチラシ配布時に年間予定もあわせてお知らせすると、効果的(詳細が未定の場合は予定月だけでも掲載) ※掲載する内容 ・回収日時・実施団体・品目・出し方 ・出す場所・雨天時の対応 ・問い合わせ先 など	
実施にあたっての最終確認	※当番等の人員配置(確認) ※回収業者と最終調整(日時や場所) ※場所の管理者に最終確認	
回収品目等についての事前学習	※「これは出してもいいの?」といった問い合わせに答えられるよう準備する。 例: シュレッダーくずは回収できるの?	

### ③ 実施当日

内容	詳細・注意点	市報奨金関係
何はともあれ「安全第一」	※参加者に事故等の注意を呼びかける ・特に子ども参加の場合は要注意 ※可能であれば、町内会等の放送設備を活用して地域住民に開始案内 ・地域住民が回収中であることを認識してくれる(交通事故等防止) ・資源ごみ回収への協力依頼にもなる ※開始時と終了時に点呼(参加者確認)	
取り残しにご注意を！	※各家庭の玄関先まで回収に行く場合は、取り残しが無いことを十分確認する。 ・次回以降の協力意識に影響	
回収業者の回収作業	※回収方法は様々です。(一例紹介) ・回収車が作業場所に待機し、随時積み込む方法(量が多い場所では効率的) ・実施後に、業者が回収して帰る方法(立会い不要の場合もありますが、事前にしっかり調整しておく必要があります)	
回収作業場所の管理者へ報告	※後片付けや清掃はしっかりと！ ※必要に応じて、作業が終了したことを報告	

### ④ 売却金額&市報奨金の請求

内容	詳細・注意点	市報奨金関係
回収業者から売却金の受け取り	※現金払い、振込み等、団体の都合のよい方法で受け取る。 ※逆有償分がある場合は清算しておく。 ※市役所へ提出する「資源ごみ回収買上明細書」に必要事項を記載してもらう(回収業者が記載)	■ 「資源ごみ回収推進 団体報奨金交付申請書」を提出 ※「資源ごみ回収買上明細書」を添付する。 ※原則、実施ごとに申請する。 ■ 指定の口座へ報奨金が振り込まれる。

※ ここに掲載している実施手順は一般的な実施方法の一例です。参考資料としてご確認ください。実際の作業については、各団体の実情に応じて適宜対応してください。

## チラシ（回覧）モデル

- よかったら参考にしてください。
- データでお渡しすることもできます。

### 自治会

## 資源ごみ回収のお知らせ

- 月▲日に○○で資源ごみ回収を行います。  
9時までに持ってきてください。  
回収物は以下のとおりです。

・新聞紙



・ダンボール



・牛乳パック



・雑誌



・ざつ紙



詳しくは、裏面をご覧ください。

・繊維類←古布、古着

・アルミ缶、スチール缶

## ざつ紙として回収できるもの・できないもの

### 【回収できるもの（主なもの）】

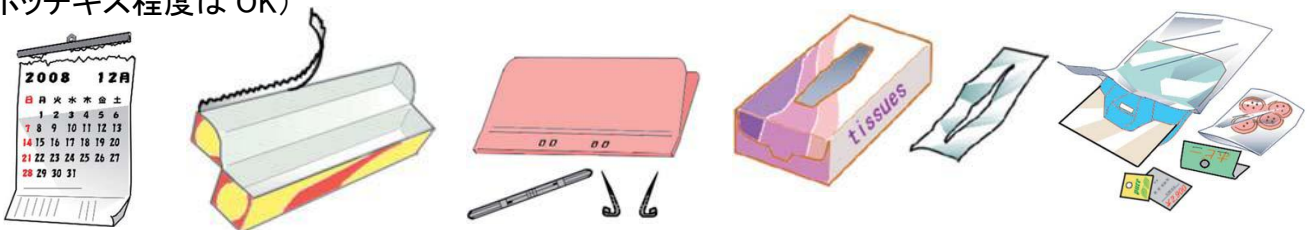
コピー紙 ・ 名刺 ・ ハガキ ・ チラシやカタログ ・ ポスター ・ カレンダー ・ ノート ・ 紙袋 ・ 封筒  
ティッシュペーパーの箱 ・ トイレtpペーパーの芯 ・ 包装紙 ・ お菓子等の紙箱 ・ ダイレクトメール



### ■ 混合物にご注意ください！

金属部分は外して不燃ごみへ  
(ホッチキス程度は OK)

プラスチックやビニール部分は外して可燃ごみへ



### 【回収できないもの（主なもの）】

感熱紙 ・ 写真 ・ カーボン紙 ・ ビニールコート紙 ・ シール ・ 窓(フィルム)付き封筒  
タオルペーパー ・ ティッシュペーパー ・ 汚れた(濡れた)紙 ・ 紙コップなどのワックス加工品等



### 【マークがついている製品もあります】



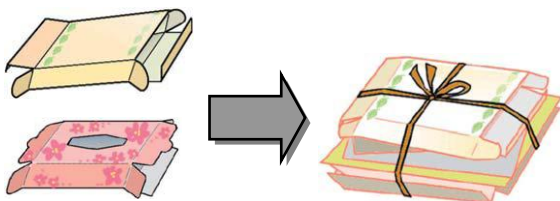
最近では、このようなマークが付いている紙製品もあります。  
これは、“ざつ紙”として資源化できる製品であることを示しています。回収する時の参考としてください。

※ティッシュペーパーの箱の裏側などに付いています。

### 【出し方】

- 大きめの紙袋に入れて、そのまま出すこともできます。
- 小さな紙切れは、カタログ等の中に挟み込むか、透明のビニール袋に入れてください。  
※“雑誌”と“ざつ紙”は仲間です。いっしょになっても問題ありません。

#### ひもで十字に縛る



#### 小さな紙切れは雑誌に挟み込むか ビニール袋、紙袋へ入れる

